



様式第4号

危発第番 2107号
令和4年 7月1日

草津市情報公開・個人情報保護審議会
会長 中谷 実 様

草津市長 橋川 涉
(危機管理課)

個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

草津市個人情報保護条例（第7条第3項、第10条第2項）の規定に基づき審議会の意見を聴くことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 本人以外の収集について（条例第7条第1項第7号関係）

事務の内容	本人以外から収集する理由	収集する個人情報の内容	収集先	主管課等
草津市子ども見守り防犯カメラ事業	防犯カメラは、不特定多数が利用する公共施設や道路等を中心に設置し、撮影した画像をデジタルデータとして記録するもので、不特定多数の市民がやむを得ず撮影される可能性が有るものであり、本人からの直接収集の例外となるものであることから、条例第7条第1項の範囲内で個人情報の収集を行うものとする。 なお、子どもや認知症の高齢者が行方不明になった時など、警察、福祉事務所等から要請のあった場合についても、対応する必要があることから、条例第7条第1項第7号関係に該当する場合についても、一定の制限のもとに防犯カメラの運用をする。	防犯カメラで撮影された画像。 なお、保存期間は、原則14日間とし、保存期間終了後の画像の消去は、新たな画像の上書きにより、自動的に消去する。 また、作動・録画は終日行うが、モニターによる常時監視は行わない。 ※セキュリティ対策および管理運用体制については、別紙仕様書運用要綱の通り	不特定多数が利用する公共施設や道路等	危機管理課

3 目的外利用および外部提供について（条例第10条第1項第8号）

事務の内容	目的外利用・外部提供の目的	目的外利用・外部提供する個人情報の内容	目的外利用・外部提供先	主管課等	提供先に対する措置
草津市子ども見守り防犯カメラ事業	<p>防犯カメラは、不特定多数が利用する公共施設や道路等を中心に設置し、撮影した画像をデジタルデータとして記録するもので、不特定多数の市民がやむを得ず撮影される可能性が有るものであり、本人からの直接収集の例外となるものであることから、条例第7条第1項の範囲内で個人情報の収集を行うものとする。</p> <p>なお、子どもや認知症の高齢者が行方不明になった時など、警察、福祉事務所等から要請のあった場合について対応する必要があることから、条例第10条第1項第8号に該当する場合についても、利用できるものとする。</p>	<p>防犯カメラで撮影された画像。</p> <p>なお、保存期間は、原則14日間とし、保存期間終了後の画像の消去は、新たな画像の上書きにより、自動的に消去する。</p> <p>また、作動・録画は終日行うが、モニターによる常時監視は行わない。</p> <p><u>※セキュリティ対策および管理運用体制については、別紙仕様書運用要綱の通り</u></p>	捜査機関	危機管理課	自治体の個人情報保護条例・個人情報保護法に基づく取り扱いを要求